

第24期 軽井沢町農業委員会 第5回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第5回総会を始めたいと思います。開会にあたりまして、会長よりあいさつをお願いします。</p>
市村初仁会長	<p>皆様、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。第24期の農業委員会も第5回目の開催となりました。</p> <p>今年は新型コロナウイルスの関連もあり、各行事が中止、規模縮小している状況で、先日開催されましたボーリング及び親睦会や農業委員大会、視察研修には多くの委員の皆様にご参加いただきありがとうございました。各種の行事等を通じて委員各々の連帯感や農業制度の知識、研鑽の向上が図ることができれば、24期の農業委員会のステータスも維持され、更なる活性化につながってくるのではないかと考えております。</p> <p>農業委員と推進委員は共に地域のリーダーとして期待されており、日頃から農地確認などの活発な現場活動を通じて、遊休農地解消のために、農地所有者と地域の担い手、新規参入者とのマッチングを行っていただき、農地の有効活用実現が委員には求められております。</p> <p>これらの「農地利用の最適化」を推進していく活動を続けていくことが大切であり、最適化推進活動の具体的な取り組みとして農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等につきましてもご協力をお願いいたします。</p> <p>後ほど、農協（JA佐久浅間）関係についてもご説明しますが、本日は農業農村支援センター及び町の農政関係については欠席でございます。</p> <p>それでは第24期軽井沢町農業委員会第5回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、13名の出席でございます。荒井龍介委員より欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席です。井出千恵子推進委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条</p>

	により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条議席番号6番の坂本雄樹委員と議席番号12番の佐藤豊委員の2名にお願いします。
市村初仁議長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第1ページの10月26日から11月18日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>10月26日（金）に第24期軽井沢町農業委員会第5回総会を開催しました。</p> <p>11月11日（金）第5回長野県農業委員会大会を開催しました。</p> <p>11月16日（月）に町農業委員会11月役員会を開催しました。</p> <p>11月18日（水）に町長期振興計画審議会を開催いたしました。</p> <p>11月19日（木）～20日（金）町農業委員会視察研修を実施しました。</p> <p>続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、2件ございまして、1件目が農地法第__条で、____地区の、____さん、について、__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、____で許可となっております。2件目が同様に農地法第__条で、____地区の、____さん、について、__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、____で許可となっております。事業報告は以上でございます。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
委 員	なし
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。</p> <p>議案第1号番号1、2、3「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。なお、当案件については、譲渡人が同一である為、まとめて審議いたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1から3「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。</p> <p>次第は、3ページ、補足資料は1ページから27ページをお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地</p>

区分は_____になります。

それでは、申請書に基づき説明させていただきます。

番号1について、申請人の氏名ですが、譲渡人は、_____との_____となりまして、_____に_____のある、_____、
_____のある_____でございます。譲受人は、_____の
ある_____、_____です。

次に、2の許可を受けようとする_____ですが、_____、_____、_____、_____、
_____です。

権利設定の内容は、_____による_____になります。

続いて番号2についても譲渡人は同様に_____となります。譲受人は
_____のある、_____、_____です。

次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、_____、_____、
_____、_____です。

権利設定の内容は、_____による_____になります。

続いて番号3についても譲渡人は、同様でございます_____ござ
います。譲受人は、_____に_____のある、_____、_____です。

次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、_____、_____、
_____、_____です。

権利設定の内容は、_____による_____になります。

次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考に
して下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。

農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、番号1から3の譲受
人の非耕作地はなく、すべての農地について全部耕作することになっており問題
はないと思われま。

次に作物ですが、番号1の_____は水稲、キャベツ、レタス、そばを作付
する内容になっています。

大型農機具関係ですが、トラクター6台、トラック6台、移植機2台、マルチャ
ー1台、ブームスプレヤー1台、ホイールローダ1台となっています。

農作業に従事する者関係についてでございますが、常時3名と臨時7名となつて
おります。

次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、3km、車で7分、となつており
ます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、年間180日から
250日間となつており常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしま
せん。

番号2の_____は水稲、トマト、野沢菜、花豆を作付しております。

次に大型農機具関係ですが、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、ハー
ベスタ1台、稲刈り機1台、となっています。

次に、農作業に従事する者関係についてでございますが、常時1名と臨時2名と

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>なっております。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが0.7km、車で2分、となっております。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、年間240日間となっており常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。</p> <p>番号3の_____水稻、キャベツ、レタスを作付しております。</p> <p>次に大型農機具関係ですが、トラクター6台、バインダー1台、田植え機1台、ハーベスタ1台となっております。</p> <p>次に、農作業に従事する者関係についてでございますが、常時4名と臨時2名となっております。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが0.4km、車で1分、となっております。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、年間240日間となっており常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。</p> <p>続いて3名の共通事項でございますが、農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面積）ですが、問題はございません。次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、これまでも農地として利用しており、今後も同様に農地として利用し、また、農薬の使用方法等については地域の防除基準に従う、となっております。</p> <p>以上により議案第1号番号1、2、3は、許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、2、3について担当委員より説明願います。</p> <p>委員番号10番の市村正喜が議案第1号番号1、2、3について説明します。</p> <p>さきほど事務局から説明がございましたが、所有者である_____さんから相談を受けまして、_____に_____と私と推進委員の中里の3名で立会を行いました。土地は全て茂沢の集落周辺にあります。土地は_____と_____の共有となっておりますが、_____は_____があったわけですが、_____、いっそうのこと_____から_____の_____にしたほうが良いとの話がありました。いざその話を進めようとしたのですが_____もありましたもので、_____に_____となったわけでございます。_____の_____は_____から_____まで_____を_____おりまして、_____が_____から_____を行ってございました。_____については、_____、_____関係で、農地はしていました。_____は_____が_____</p>
-------------------------	---

	<p>_____が_____でございます。</p> <p>の_____でございますが、_____の前の_____でございます。して、_____となっておりますが、当該地の_____に_____が_____する_____でございます。_____、_____の_____から_____までの_____為、ずっと_____を行っていた関係もあり、譲渡するなら_____になるとの話がありました。この_____に_____にも_____、畑や田で活用して経営していく確認がとれたので、番号1から3までの案件につきましては問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。以上、補足説明とさせていただきます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>中里晃推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1、2、3についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)</p> <p>ご意見がないようなので、議案第1号番号1、2、3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号1、2、3を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号1、2、3は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、5条関係になりますが、議案第2号番号1を議題にします、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号1について説明をいたします。次第4ページ、補足資料28ページから38ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>譲渡人は、_____に_____のある、_____です。</p> <p>譲受人は、_____のある、_____、_____です。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____番_で、地目は、_で、面積は、_____です。</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>場所でございますが、補足資料30ページに位置図がございますが、_____より____に_____となります。</p> <p>転用の目的ですが、譲受人である_____は_____において_____を行っており、_____は_____がございます。_____であります、_____が少なくなっている状況下であったところ、譲渡人である_____と協議の上、当該地において_____することに至ったことが経緯でございます。権利設定の内容は、_____による、_____になります。</p> <p>町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、_____になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。</p> <p>農地法第5条第2項第3号の資力・信用については、土地代金が、_____円、建築費、造成費等が_____円、_____で、_____円、となっています。資金の調達方法ですが、_____で、_____が、提出されております。</p> <p>利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から_____までが、工事期間で、概ね1年以内となっております、問題ないと思われます。</p> <p>次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の_____が、配置図等で計画を確認し問題ないと思われます。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。</p> <p>以上により議案第2号番号1については、許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p> <p>番号6番の坂本が説明します。場所はさきほどの事務局説明の通りでございます。今回の事案については以前から所有者より話を伺っておりました。先週の終わりに、堀川委員とともに話を伺いました。元々、_____でございます、_____からここまで_____にきて、_____していたとの</p>
-------------------------	--

	<p>ことです。昨年、_____、_____で_____もとれないということで、譲受人との協議が始まったとのこと。周りは既に住宅化している状況でもございますので、仕方ないのではないかと判断となりました。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。堀川推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。 よって、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、議案第3号番号1及び2「非農地の判断について」を議題にします。 なお、1及び2は申請者が同一である為、まとめて審議を行います。 事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号1及び2について説明をいたします。次第5ページ、補足資料39ページから42ページ、をお願いします。 所有者からの申し出に伴う非農地の判断について審議をいただくものです。 申請者は、_____、_____、_____に住所のある、_____です。 土地の所在は、_____、_____、_____、_____で、地目は、_____ _____ _____は、_____です。 場所につきましては、添付の資料41ページに位置図がございますが、_____ _____に位置し、_____してございます。判断の理由は、山林化しているため、となります。 以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。 非農地の判断について、担当委員より補足説明ございますか。</p>
土屋史彦会長代理	<p>2番、土屋史彦が補足説明を行います。資料は40ページをご覧ください。面積は_____です。_____は公図上ですぐ分かりますが、_____ _____番_____は_____になりまして、確認が難しいのですが、_____とな っている箇所でございます。_____でございましたが、_____した</p>

	<p>関係で、_____の部分が残地になりました。この水路の所有も_____の所有になります。現地を_____に確認しまして、_____している_____でございまして、_____なんですけれどもそれ以外は全て山林化しておりますので、耕作するには難しい土地であり、非農地と判断いたしました。以上、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号1及び2、についてご意見のある方はお願いします。はい、堀川委員</p>
委員	<p>番号2の関係ですが、該当箇所は、_____と説明されておりましたが、公図上では_____が該当箇所ではないでしょうか。</p>
市村初仁議長	<p>はい、土屋史彦会長代理</p>
土屋史彦会長代理	<p>公図上で見えにくい箇所ではございますが、_____の横に_____の_____があり、そこが該当箇所でございます。</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号番号1及び2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第3号番号1及び2を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。続いて同様に議案第3号番号3を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号3について説明をいたします。次第5ページ、補足資料44ページから46ページ、をお願いします。所有者からの申し出に伴う非農地の判断について審議をいただくものです。申請者は、_____のある、_____です。土地の所在は、_____で、地目は、_____で、合計面積は、_____㎡です。場所につきましては、添付の資料45ページに位置図がございまして、_____にございまして、_____に隣接している箇所でございます。判断の理由は、山林化しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。非農地の判断について、担当委員佐藤寛治委員よ</p>

担当委員	<p>り補足説明ございますか。</p> <p>4番、佐藤寛治が補足説明を行います。場所はさきほどの事務局説明の通りでございます。_____に私と岩井委員、成田推進委員、事務局の加瀬主査との現場立会を行いました。_____に接しており、南側には農地はございません。当該地も山林化しており問題ないと判断します。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号3、についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようなので、議案第3号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第3号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。</p> <p>次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。</p> <p>次第6頁から7項、補足資料は、47頁をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員会会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。</p> <p>12月の公告分でございますが、中間管理が1件、2筆、面積が4,594㎡、内訳は、畑、4,594㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。</p> <p>同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。議案第4号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、土屋史彦会長代理、の一時退席をお願いします。</p>

委員	退席（土屋史彦会長代理）
市村初仁議長	農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。 それでは、議案第2号、軽井沢町 農用地利用 集積計画の12月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画12月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。土屋史彦委員の復席を認めます。 （委員 復席後） 土屋史彦委員に申し上げます。農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。 次に、報告第1号「農地法施行規則第29条第1項の規定による届出書」についてを議題とします。事務局より説明願います。
青木事務局長	次第8ページ、補足資料は48から56ページをお願いいたします。 報告1は_____からの届出でございます、所在地は、_____、_____、_____、地目は__、面積は_____です。令和元年10月に発生した台風災害により農業用倉庫が全壊した為、農業用資材、トラクター、トラック等の倉庫_____を新設することを目的に「農業用施設に供する事」の届出書提出がございましたことをご報告いたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。届出について、担当委員より報告願います。
委員	推進委員の中里が報告第1号について補足説明をいたします。_____に現地にて_____説明を受けました。今年の10月の台風19号により、倉庫裏の土砂が崩れ、倉庫が全壊したとのことでございます。今回はその原状復帰ということで説明を受けました。農業経営では農業用倉庫は必要不可欠と考えます。皆様のご審議をお願いいたします。
土屋史彦会長代理	
市村初仁議長	ありがとうございました。報告事項ですが何かございますか。
委員	なし

市村初仁議長	よろしいでしょうか。なければ次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA佐久浅間関係について、土屋会長代理よりお願いします。
土屋史彦会長代理	それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。11月20日現在の状況でございますが、キャベツ331,976ケース出荷、単価は1,133円、金額は376,151,360円でございます。前年対比として数量が88%、単価126%、金額111%でございます。続いてレタス(10キログラム)93,917ケース出荷、単価は1,330円、金額は125,615,150円でございます。前年対比として数量が81%、単価99%、金額80%でございます。続いてレタス(5キログラム)690ケース出荷、単価は940円、金額は653,600円でございます。前年対比として数量が29%、単価97%、金額28%でございます。白菜(12キログラム)10,640ケース出荷、単価は760円、金額は8,145,600円でございます。前年対比として数量が47%、単価109%、金額51%でございます。白菜(15キログラム)9,190ケース出荷、単価は880円、金額は8,104,420円でございます。前年対比として数量が159%、単価87%、金額139%でございます。合計でございますが、543,970ケース出荷、単価は1,110円、金額は608,559,830円でございます。前年対比として数量が84%、単価116%、金額98%でございます。
市村初仁議長	ありがとうございます。JA佐久浅間(農協)関係で何かお聞きしたい点がございませうか。
委員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に(2)は省略し(3)次に進みます。(4)の農業委員会事務局関係について説明願います。
青木事務局長	<p>次第の9ページをお願いします。</p> <p>(4)事務局関係について</p> <p>ア 当面の会議・行事日程等について</p> <p>○町議会定例会12月会議(会長)</p> <p>12月3日(木)10時から 役場3階 議場</p> <p>○農業委員会12月役員会</p> <p>12月16日(水)13時30分から 役場2階 第9会議室</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第6回総会</p> <p>12月23日(水)15時から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>総会終了後:16時30分から 第3・4会議室で第23期・第24期委員写真撮影</p> <p>※第23期退任委員は16時20分までに役場2階第9会議室に集合</p>

○令和2年輕井沢町農業委員会委員改選に伴う歓送迎会兼忘年会
12月23日(水)17時45分から ホテルサイプレス軽井沢 会費:6千円(写真代込み)
バス17時20分役場発 17時45分開宴「ホテルサイプレス軽井沢」
出席範囲:町長、第23期・第24期農業委員、第23期・第24期農地利用最適化推進
委員、観光経済課長、農林振興係長、農業農村支援センター、農業委員会事務局

○農業委員会1月役員会

令和3年1月18日(月)13時30分から 役場2階 第9会議室

○佐久地域選出長野県議会議員との農政懇談会(会長) ※懇親会あり

令和3年1月22日(金)15時から 佐久市 佐久グランドホテル

○第24期軽井沢町農業委員会第7回総会

令和3年1月29日(金)13時30分から 発地市庭予定

○農業者等との意見交換会(新規就農者との意見交換を実施予定)

令和3年1月29日(金)15時30分から 発地市庭予定

17時20分から懇親会兼新年会(発地市庭予定)

イ 配布資料について

全国農業新聞普及推進一覧表(令和2年11月1日現在)

この表ですと、目標部数に到達していませんが、先日、発行元の農業会議から本年度の申込期限が迫っている連絡を受けまして、新任委員の皆様へ改めて周知をさせていただいたところ、申し込みに応じていただいた方の部数を合わせると目標部数の74部に到達することができました。軽井沢町は県下でも唯一、達成している市町村でございますので、皆様のご協力に感謝申し上げる次第でございます。目標部数は達成することはできましたが、引き続き委員の皆様は農業者への加入を推進する立場にもございますので、各地区で未加入の方がいらっしゃいましたら、呼びかけをお願いいたします。

次に、農業者年金加入推進ニュースです。こちらも引き続き、加入推進活動をよろしくお願いいたします。

なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。

次に農耕作業用トレーラに対する軽自動車税種別割の課税についてでございますが、こちらについては、農耕トラクタにけん引しているトレーラにつきまして、道路運送車両法施行規則の改正により小型特殊自動車としての位置付けがなされたことから、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税種別割の課税対象へと移行しましたので周知させていただきます。別紙のガイドブックに掲載されている諸条件をご確認の上、該当者につきましては税務課にて変更手続きが必要となります。

なお、当案件につきましては広報12月号に詳細については掲載予定でございますことを併せてご案内いたします。

最後に2021年版の農業委員手帳・推進委員手帳をお手元に配布させていただきますのでご活用ください。

事務局関係は以上でございます。

市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委員	なし
議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第5回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 14時40分</p>